

原 安 第 1 1 4 7 号  
令和4年（2022年）3月18日

玄海原発の廃炉問題を考える会 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

3回目の要望質問書に対する回答について

2022年2月10日付けで提出のあった3回目の要望質問書については、  
別紙のとおり回答します。

2022年2月10日付け3回目の要望質問書への回答

質問1.

知事が玄海原発の乾式貯蔵施設設置を事前了解されれば、六ヶ所再処理工場は稼働の見込みはないようですから、使用済み核燃料は設置される乾式貯蔵施設で半永久的に保管されることとなります。

これは知事が言われる「使用済み核燃料を搬出することが約束（6月議会武藤議員への答弁）」に反することとなります。

玄海町長をはじめとして多くの県民は乾式貯蔵施設が半永久的な保管場所になることを望んでいないと思います。

知事には乾式貯蔵施設が半永久的な保管場所にならないと判断する根拠なり確信がありますか。その理由もお答えください。

(答)

- 原子力発電所で発生する使用済燃料については、これを「再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する」ことが国の基本の方針です。
- 九州電力は、この基本の方針に従って使用済燃料を一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出する方針であり、原子力規制委員会も審査の中で確認をしています。
- 原子力政策については、安全性の確保を大前提とし、国が責任を持って取り組みしっかりと結果を出すとともに国民への説明責任を果たしていただきたいと考えています。
- 今後とも、国と九州電力に対し、それぞれの責務を果たすよう強く求めていきます。

質問 2.

知事は六ヶ所再処理工場へ搬出は可能とお考えのようですから、私たちが六ヶ所再処理工場は稼働できないと考える理由に関連して質問します。

- ① 六ヶ所再処理工場は 2020 年 7 月 29 日事業変更許可が下り（安全審査に合格）、同年 12 月 24 日に次の段階である設計及び工事に関する認可（設工認）の 3 分割の初回分を申請。しかし、日本原燃は工場に膨大な設備機器を抱えるため申請対象のリスト化という審査の前提条件をいまだに整えきれず、「設工認審査『膠着状態』」と報道されています（2022 年 1 月 13 日東奥日報）。

県はこのような状況で 2022 年度上期の完成は可能と考えられていますか。

(答)

- 六ヶ所再処理工場は、国が進める核燃料サイクル政策の中核施設に位置付けられていると認識しています。
- 六ヶ所再処理工場については、今までも竣工予定が何度となく延期されています。
- 再処理工場の竣工が大幅に遅れていることについては、強い問題意識を持っています。
- 事業者である日本原燃と国が責任を持って取り組み、しっかりと結果を出すとともに、国民への説明責任を果たすべきと考えています。

質問 2.

- ② （地震等）六ヶ所再処理工場は 2006 年 3 月 31 日に始めた実際の使用済み核燃料 425 トンを使ったアクティブ試験や 2009 年 1 月 22 日のガラス固化建屋での高レベル廃液 150 リットル漏えい等で主要工程が放射能でひどく汚染され多くの機器に人が近づけない状態です。

六ヶ所再処理工場の基準地震動は、当初の 1981 年 375 ガル、2018 年の適合審査補正書で 700 ガルに訂正されています。これに必要な耐震工事は人が近づけないので不可能と思われるが、知事は可能となるとお考えですか。理由も教えてください。

また、同じ理由で使用前事業者検査と国の使用前確認は不可能ではないでしょうか。どうお考えですか。

(答)

- 核燃料サイクル政策を含め原子力政策については、責任を負うべき者が、それぞれきっちりと責任を果たすべきと考えています。

質問 2.

- ③ (重大事故) 再処理工場の事故としては、「ウラルの核惨事」と言われる旧ソ連チェリャビンスク再処理工場の冷却ができなくなったことが原因の廃液爆発では 1000 平方キロメートルで人が住めなくなった事故、1980 年 4 月フランスのラ・アグ再処理工場で冷却系の故障で爆発 1 歩前の事故、1993 年 4 月ロシアトムスク再処理工場ウラン廃液貯蔵タンクで有機溶媒と硝酸が反応爆発し周辺数十キロの地域が放射能汚染された事故等があります。

六ヶ所再処理工場の審査では、硝酸塩爆発は IAEA の高レベル廃液の重大事故指針にもあるので対策が必要なはずですが、規制委員会は冷却不可能状態で高レベル廃液貯槽は沸騰し蒸発乾固となっても硝酸塩爆発(「大容量液体貯槽の破裂」)は起こらないと考えられているようです(したがって対策はありません)。なぜ、起こらないと考えられているのかを(規制委員会に質問して)回答してください。

(答)

- 核燃料サイクル政策を含め原子力政策については、責任を負うべき者が、それぞれきっちりと責任を果たすべきであり、国と事業者が責任を持って国民に十分な説明を行うべきと考えています。

質問 2.

- ④ (技術面) 特に「高レベル廃液のガラス固化」技術に関して、ガラス溶融炉 A 炉・B 炉の白金族問題(白金族元素の堆積による電流短絡問題)、A 炉の天井レンガ剥離、A 炉と B 炉試験終了報告は未審査等、日本においては再処理の技術は未だ確立していないのではありませんか。

(答)

- 核燃料サイクル政策を含め原子力政策については、責任を負うべき者が、それぞれきっちりと責任を果たすべきと考えています。

質問 2.

- ⑤ (経済合理性の問題) 使用済核燃料再処理機構によると再処理工場の総事業費は 14 兆 4400 億円、MOX 燃料工場の総事業費は 2 兆 4300 億円、両者の合計核燃料サイクル事業費は 16 兆 8700 億円で途方もない数字になっていますが、最終的には電力消費者が負担することになります。

ドイツではドイツ全土を汚染する重大事故の可能性を問題視し、経済的不合理性が明らかになったことから、脱再処理が決定されています。

知事は再処理に経済的合理性があるとお考えですか。もしあるとお考えでしたら、その理由も教えてください。

(答)

- 核燃料サイクル政策を含め原子力政策については、責任を負うべき者が、それぞれきっちりと責任を果たすべきと考えています。

質問 2.

- ⑥ (核拡散) 日本はすでに約 46 トンのプルトニウムを保有しています。

2018 年 7 月、政府は「我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方」で「核不拡散の観点も重視し、平和利用にかかる透明性を高めるため…プルトニウム保有量を減少させる」と表明しています。2016 年に高速増殖炉もんじゅは廃止され、フル MOX で計画されている大間原発が稼働するかは不明ですし、プルサーマル発電も進んでいませんから、再処理してプルトニウム保有量を増やすことはできないようです。

知事はこの点から再処理は可能とお考えでしょうか。もし可能とお考えでしたら、その理由も教えてください。

(答)

- 核燃料サイクル政策を含め原子力政策については、責任を負うべき者が、それぞれきっちりと責任を果たすべきと考えています。

**要望 1.**

知事は「六ヶ所再処理工場の竣工については…。国はきちんと説明責任も含めて対応していただきたい」と12月県議会武藤議員質問に答弁されています。

事前了解の判断の前に、六ヶ所再処理工場が本当に稼働できるのかどうかについて技術的な問題や経済性、国際問題を踏まえた国の説明と県民と意見交換する会の開催を要請してください。

(答)

- 国と事業者である日本原燃がしっかり説明責任を果たしてくことが大事であると考えており、原発立地地域に対し、進捗状況などについて随時説明責任を果たすよう国へ申し入れを行っています。
  
- 説明の在り方については国や事業者である日本原燃が自ら考えるべきと考えています。
  
- これからも随時申し入れを行っていきます。

**要望 2.**

知事は具体的にどうやって玄海原発を使用済み核燃料の半永久的な保管場所にさせないとお考えなのか、明らかにしてください。

**要望 3.**

福井県知事は使用済み核燃料の県内の中間貯蔵を認めていません。

『玄海原発を使用済み核燃料の半永久的な保管場所にさせない決意』を知事は県民に表明してください。

(答)

- 原子力発電所で発生する使用済み燃料については、これを「再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する」ことが国の基本の方針です。
  
- 九州電力は、この基本の方針に従って使用済み燃料を一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出する方針であり、原子力規制委員会も審査の中で確認をしています。
  
- 原子力政策については、安全性の確保を大前提とし、国が責任を持って取り組みしっかりと結果を出すとともに国民への説明責任を果たしていただきたいと考えています。
  
- 今後とも、国と九州電力に対し、それぞれの責務を果たすよう強く求めていきます。

**要望 4.**

六ヶ所再処理工場が本格的に稼働し使用済み核燃料の再処理が確実になるまで、乾式貯蔵施設の事前了解をしないでください。

(答)

- 玄海原子力発電所における乾式貯蔵施設の設置に係る事前了解願いについては、令和3年4月の原子力規制委員会による許可を踏まえ、県としては、同年7月9日に佐賀県原子力安全専門部会を開催し、専門家からいただいた意見等も踏まえ、原子力規制庁や九州電力とやりとりしながら、審査内容の確認を行っています。
  
- 今後、県の考え方を整理し、県としての判断を行うこととしています。

**要望 5.**

原子力安全対策課長との意見交換の場を設けてください。

(答)

- 県としては、原子力発電所に関する様々な方からの御意見について、意見を述べたいと具体的な申出があった場合は、随時お伺いすることとしています。
  
- 御要望、御質問に関しては、正確を期すため文書で提出いただき、文書で回答することとしています。
  
- なお、意見書や質問書の受け取りに際しては、時間と場所を調整のうえ、課長を含む担当課員により直接話を伺っており、今後とも真摯に対応してまいります。